

パナソニック株式会社  
ホルムアルデヒド発散区分・認定番号一覧表

2018年6月25日

MM

| 商品区分           | トイレ設備          |       |                            |
|----------------|----------------|-------|----------------------------|
| 商品シリーズ名        | アラウーノ手洗い 収納部材  |       |                            |
| 建築材料区分         | ユニット製品         |       |                            |
| ホルムアルデヒド発散等級区分 | 内装仕上部分         | F★★★★ | ※この表記は住宅部品表示ガイドラインによるものです。 |
| ロット番号／製造年月日    | 本体、梱包等に表示      |       |                            |
| 4VOC基準 ※2 ※3   | 4VOC基準適合(木質建材) |       |                            |



| 構成部位    | 発散建築材料  | 発散等級区分 | 認定の種類   | 認定番号   |
|---------|---|--------|---------|--|
| ①カウンター  | PB※5  | F★★★★  | JIS認定   | TC0807041、GB0508162<br>TC0207115、TC0507014<br>TC0608085、TC0208082<br>TC0207134、ATMY08001<br>TC0108059、TC0713001          |
| ②キャビネット | 側板、底板   | PB※5   | F★★★★   | 大臣認定<br>MFN-0068、MFN-0052<br>MFN-2677<br>JIS認定<br>GB0508162、ATMY08001  |
|         | 背板、底板   | MDF    | F★★★★   | JIS認定<br>TCMY07001、JQID06001   |
|         | 木部接着用   | 接着剤    | F★★★★   | 業界団体認定<br>JAIA-006306  |
| ③扉      | エクセルホワイト(GZ)<br>エクセルライト(NZ)<br>エクセルミディアム(MZ)<br>エクセルダーク(UZ)<br>リアロメープル(XM)<br>リアロオーク(XA)<br>リアロチェリー(XC)<br>リアロウォールナット(XD)<br>スマーカーク柄(XB)<br>ウォールナット柄(XT)<br>チェリー柄(XP)<br>オーク柄(XK)<br>メープル柄(XN)<br>ホワイトオーク柄(XW)<br>ダーク柄(ET)<br>ライト柄(EN)<br>ホワイトアッシュ柄(TU)<br>ソフトオーク柄(TV)<br>ソフトウォールナット柄(TT)<br>ビューティホワイト柄(LW) | PB※5   | F★★★★   | JIS認定<br>TC0807041、GB0508162<br>TC0207115、TC0507014<br>TC0608085、TC0208082<br>TC0207134、ATMY08001<br>TC0108059、TC0713001 |
| ④けこみ    | PB※5  | F★★★★  | 規制対象外部位 | 業界団体認定<br>JFP3043-0、JFP3043-3、JFP3006-1  |

※1 商品構成により、上記に記載したホルムアルデヒド発散建築材料の一部しか使用しない場合があります。

※2 この表記は(社)日本建材・住宅設備産業協会、(社)リビングアメニティ協会、キッチン・バス工業会が制定した「住宅部品VOC表示ガイドライン」にもとづき、木質材料が4VOC放散基準に適合している事を示すものです。

※3 4VOCとは、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。

※4 認定書には当社管理上の記載を付しております。

※5 PBはパーティクルボードの略称です。

※6 お問合せ先:お客様相談センター(電話番号:0120-878-365)



2012年1月1日  
パナソニック株  
N.S.J.B  
MFN - 0052

## 認定書

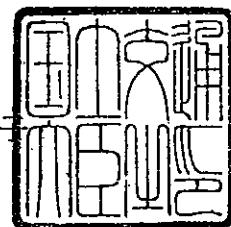
国住指第377号

平成15年5月28日

松下电工株式会社

取締役社長 西田一成 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

### 記

#### 1. 認定番号

MFN - 0052

#### 2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード

#### 3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

別添

1. 申請建築材料名

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

2. 申請建築材料の形状、寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

| 項目      | 形状、寸法等  |
|---------|---|
| 形状      | 平板  |
| 表面形状    | 平滑  |
| 表面材の張り方 | 両面  |
| 幅       | 100~2200 (mm)                                     |
| 長さ      | 100~2800 (mm)                                     |
| 厚さ      | 10.0±0.5、15.0±0.5、16.6±0.5、18.0±0.5、20.0±0.5 (mm) |
| 密度      | 720±80 (kg/m <sup>3</sup> )                       |

3. 申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

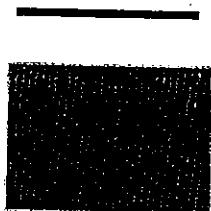
表2 申請建築材料の構成

| 構成材    | 仕様等   |
|--------|---|
| (1)表面材 | 材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない低圧メラミン樹脂含浸紙<br>厚さ (mm) : 0.15±0.07<br>質量 (g/m <sup>2</sup> ) : 120~312   |
| (2)基材  | 材質：次に示す組成①又は②のパーティクルボード<br>厚さ (mm) : 9.8±0.1、14.8±0.1、16.4±0.1、17.8±0.1、19.8±0.1<br>密度 (kg/m <sup>3</sup> ) : 690±70<br>①組成 (質量%) :<br>メラミン・ユリア共縮合樹脂木材用接着剤 15±1 以下<br>酸化硬化材 4±0.5 以下<br>ワックス 2±0.5 以下<br>木材チップ 79±2 以上<br>②組成 (質量%) :<br>ユリア樹脂木材用接着剤 1.5~4.0<br>乳剤 0.1~0.5<br>パラフィン 0.1~0.3<br>硬化材 0.3~0.7<br>尿素 13.0~14.5<br>木材チップ 80~85 |

2012年1月1日  
パナソニック株  
N S . J B  
M F N - 0 0 5 2

#### 4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図1に示す。



0.15±0.07mm : メラミン樹脂含浸紙

パーティクルボード

: 厚み t 9.88±0.1~19.8±0.1mm,



0.15±0.07mm : メラミン樹脂含浸紙

図 1



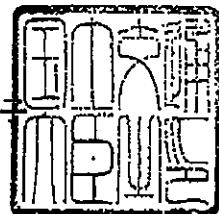
2012年1月1日  
パナソニック㈱  
N.S.J.B  
MFN-0068

## 認定書

国住指第466号  
平成15年6月11日

エム カインドル ホルツインダストリー  
カーゲー  
代表取締役社長 ウェルナー ベヒトル  
ド 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

### 記

#### 1. 認定番号

MFN - 0068

#### 2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面メラミン樹脂合浸紙張／パーティクルボード

#### 3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

2012年1月1日  
パナソニック(株)  
N.S.J.B  
MFN-0068

別添

1. 申請建築材料名 :

両面メラミン樹脂合浸紙張/パーティクルボード

2. 申請建築材料の形状、寸法等 :

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

| 項目      | 形状、寸法等                       |
|---------|------------------------------|
| 形状      | 平板                           |
| 表面形状    | 平滑                           |
| 表面材の張り方 | 両面                           |
| 幅       | 2,070 (mm)                   |
| 長さ      | 2,800 (mm)                   |
| 厚さ      | 15~19±0.3 (mm)               |
| 密度      | 680~750 (kg/m <sup>3</sup> ) |

3. 申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

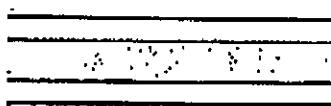
表2 申請建築材料の構成

| 構成材     | 仕様等   |
|---------|---|
| (1) 表面材 | 材質 : 規制対象建築材料に該当しないメラミン樹脂合浸紙<br>厚さ (mm) : 0.12~0.20±0.01  |
| (2) 基材  | 材質 : 次に示すパーティクルボード<br>規格 : EN312-5 (パーティクルボード)<br>厚さ (mm) : 15.0~19.0±0.3<br>密度 (kg/m <sup>3</sup> ) : 680~750<br>組成 (質量%) :<br>ユリア樹脂木材用接着剤 11±1.0 以下<br>木材チップ 89±1.0 以上<br>ユリア樹脂木材用接着剤の組成 (質量%) :<br>ユリア樹脂 91.0±1.0<br>イソシアネート系化合物 9.0±1.0 |

2012年1月1日  
パナソニック㈱  
N.S.J.B  
MFN-0068

#### 4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図1に示す。



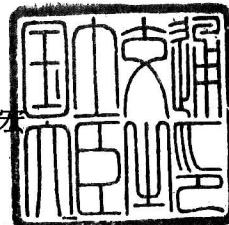
1. メラミン樹脂含浸紙 (厚み: 0.12~0.2 mm)
2. パーティクルボード (厚み: 15.0~19.0mm)
3. メラミン樹脂含浸紙 (厚み: 0.12~0.2 mm)

# 認定書

国住指第4690号  
平成23年3月28日

M. Kaindl Holzindustrie KG  
Director Doris Buchmesser 様

国土交通大臣 大畠 章宏



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の7第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
MFN-2677
2. 認定をした構造方法等の名称  
両面低圧メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

2012年1月1日  
パナソニック株  
NS  
MFN-2677

## 1. 申請建築材料名

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

## 2. 申請建築材料の形状、寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

| 項目                      | 形状、寸法等  |
|-------------------------|---|
| 形状                      | 平板  |
| 表面形状                    | 平滑  |
| 表面材の張り方                 | 両面  |
| 厚さ (mm)                 | 8.0 ~ 28.0 ( $\pm 0.5$ )  |
| 密度 (kg/m <sup>3</sup> ) | 厚さ 8mm 以上 14mm 未満 700 ( $\pm 100$ )<br>厚さ 14mm 以上 23mm 未満 650 ( $\pm 70$ )<br>厚さ 23mm 以上 28mm 以下 630 ( $\pm 70$ ) |

注：表中カッコ内の数値は、製造時公差を示す。

## 3. 申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

表2 申請建築材料の構成

| 構成材                  | 仕様等  |
|----------------------|--|
| (1) 表面材<br>及び<br>裏面材 | 材質：規制対象建築材料に該当しない低圧メラミン樹脂含浸紙<br>厚さ (mm) : 0.16 ( $\pm 0.04$ )  |
| (2) 基材               | 材質：パーティクルボード<br>厚さ (mm) : 8.0 ~ 28.0 ( $\pm 0.5$ )<br>組成 (質量%)<br>メラミンユリア樹脂系接着剤 11.0 ( $\pm 1.0$ )<br>木材チップ(針葉樹) 89.0 ( $\pm 1.0$ )<br><br>メラミンユリア樹脂系接着剤の組成 (質量%) :<br>メラミンユリア樹脂 69.0 ( $\pm 0.1$ )<br>ホルムアルデヒド 0.5 (+0, -0.1)<br>メタノール 0.5 ( $\pm 0.1$ )<br>水分 30.0 ( $\pm 0.1$ ) |

注：表中カッコ内の数値は、製造時公差を示す。

2012年1月1日  
パナソニック(株)  
NS  
MFN-2677

#### 4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図1に示す。

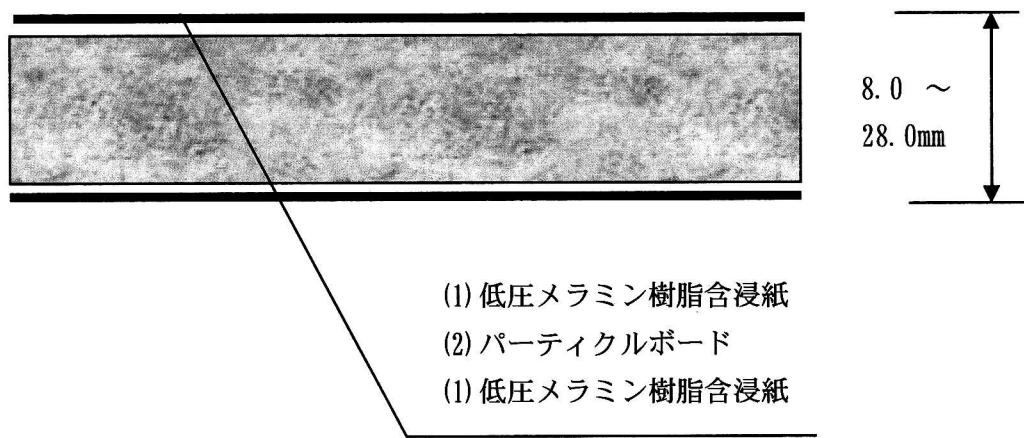


図1 断面図